

企 企 第 2 号
平成 26 年 4 月 1 日

内閣総理大臣
安倍 晋三 殿

沖縄県知事
仲井眞 弘多

公 印
省 略

経済金融活性化特別地区の指定について

標記について、沖縄振興特別措置法第 55 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり指定して下さるよう申請します。

記

名 称	区 域
名護地区	名護市

(添付書類)

- (1) 政令に定める指定要件に関する事項
- (2) 関係市町村長の意見書
- (3) 位置図

以上

経済金融活性化特別地区の指定要件に関する事項

<p>(1) 労働力の確保が容易であること</p>	<p>名護市を管轄する名護市公共職業安定所管内における平成 25 年の新規求職申込件数は 6,182 件、有効求人倍率は 0.54 倍となっており、相当数の求職者を有している。</p> <p>また、名護市には公立大学法人名桜大学があり、毎年 200 名余の卒業生を輩出している。市内には 3 つの県立高校があり、毎年約 800 名の卒業生を送り出しているほか、国立沖縄工業高等専門学校では、毎年約 160 名の卒業生を輩出している。近隣の北部町村に 4 つの県立高校があり、毎年約 400 名の卒業生を出しており、労働力の確保が容易である。</p>
<p>(2) 輸送施設及び高度な情報通信基盤が整備されていること</p>	<p>名護市は、沖縄本島西海岸を縦断する幹線道路である国道 58 号に沿って、那覇市から北に約 64 km の位置にある。また、国道 58 号から南東の宜野座村・金武町方面に延びる国道 329 号、北西の本部半島方面へ延び、連結して一周道路を構成する国道 449 号及び国道 505 号等により道路交通基盤の骨格が形成されるとともに、市街地や集落地と国道とを結ぶ道路として、県道が整備されている。さらに市南部には、沖縄自動車道許田インターチェンジが立地しており、那覇空港からは沖縄自動車道を利用して約 1 時間の距離である。</p> <p>名護市は市全域が情報通信産業振興地域及び特別地区に指定されており、本土との通信を低廉・効率的に行い得る高度な基盤整備が整備されている。</p>
<p>(3) 沖縄における経済金融の活性化に資する産業の集積を図るために必要な土地の確保が容易であること</p>	<p>名護市の総面積は約 210km²であり、そのうち市有地は約 78km²(市全体の面積に占める割合は 37%) となっている。市有地のうち約 52 km²(米軍用地は含まない。) が未利用地となっており、利用可能な用地が多い。また、市内には工場立地法に基づく工場適地が 13ha あり、さらに都市計画法に基づく準工業地域が 56ha あることから、土地の確保が容易である。</p>
<p>(4) 経済的社会的条件からみて経済金融活性化特別地区の指定により産業の集積を促進することが沖縄の均衡ある発展に資すると認められること</p>	<p>沖縄本島北部圏域は、これまでの沖縄振興事業や北部振興事業等により産業基盤が一定程度強化され、観光リゾート産業、農林水産業に加えて、金融・情報通信関連産業の振興等による雇用機会の拡大が図られるとともに、生活環境基盤の整備による定住条件の向上が進みつつある。</p> <p>しかし、沖縄県内の経済・産業活動の中心である那覇市をはじめ、都市地域が連なり、教育・文化、余暇活動や医療・福祉などのサービス機能が集積し、沖縄県内の 8 割超、沖縄本島内の約 9 割の人口</p>

を占める中南部圏域と比較すると、人口は約 12 万人とほぼ横ばいであるが、県内で最も所得水準が低く、完全失業率は中部圏域に次いで高いなど、依然として産業基盤が不十分であり、地域の持続的な発展に向けた産業の振興がなお大きな課題となっている。

平成 24 年 5 月に決定した沖縄 21 世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画）においても、展開の基本方向において「沖縄振興事業等で蓄積された基盤、施設等を有効活用するとともに、新たな北部振興に関する事業等を推進し、雇用機会の創出、魅力ある生活環境の整備、情報通信関連産業の振興等」を図るとしており、沖縄の均衡ある発展を実現し、沖縄の自立的発展を図るためには、北部圏域の産業振興が極めて重要である。

こうした中、名護市は、平成 26 年 2 月 1 日現在の人口が 61,333 人と圏域全体の約 48%となっているほか、平成 24 年 2 月 1 日現在の事業所数が 2,875 事業所で圏域全体の約 45%、従業者数が 21,859 人で圏域全体の約 49%を占め、平成 22 年の昼夜間人口比率は那覇市に次ぐ 106.5 と高く、北部圏域における教育・就業等の中心都市となっている。

このような経済的社会的条件からみて、名護市は沖縄本島北部圏域において中核的役割を担っており、名護市への産業の集積は周辺地域への波及効果も大きい。

したがって、名護市を経済金融活性化特別地区に指定することにより産業の集積を促進することは、名護市を中心とする北部圏域全体の発展に寄与するとともに、沖縄の均衡ある発展に資するものと認められる。

名金情第164号
平成26年3月31日

沖縄県知事
仲井眞 弘多 殿

名護市長
稲嶺 進



経済金融活性化特別地区の指定の申請に係る意見について（回答）

平成26年3月31日付 企企第2209号で照会のあった標記の件につきまして、
下記のとおり回答します。

記

沖縄振興特別措置法第55条第1項に定める経済金融活性化特別地区として、
本市が指定されることについて、同意します。

以上



位置図

